

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第10回

【日時】2014年5月19日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員14名：池田、亥野、大森、絹川、小竹、小松、中村、新美、林、藤田、村井、谷内、  
山岸、吉岡（五十音順、敬称略）

市職員ワーキンググループ6名：山崎、池多、池上、有東、宮岸、石田（、梅木）

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局3名：栗山、中谷、舟崎

【欠席者】大島、小堀、古谷、前川、熊谷、水野、勝井、水元、小泉、飯山、榊原

## 1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第10回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

配布資料は、前回会議のグループワークのまとめ、前回会議後に行われたワーキンググループ会議でまとめた条例の構造案、振り返りシート、市民協働によるまちづくり推進指針の冊子です。それでは本日の会議を進めます。森山さん、よろしくお願いします。

## 2. 第9回会議の振り返り

栗山：皆さんこんばんは。本日は記念すべき第10回会議です。前回の会議までに、条例に盛り込む項目として、情報共有の方法、まちづくりの各主体の役割と責務、話し合いの場と決め方のルールという3つの項目について議論しました。現時点で出ている意見を紹介します。情報共有に関しては、議会や議員との情報共有がイメージできなかったという意見、「カフェあやめ」のように気軽に集まって話ができるサロンがあるといいという意見が出ました。情報発信だけでなく、まめに更新することが重要だという意見も挙げられました。市民と行政と議員とでレクレーションを行い、情報共有がうまくいくような関係づくりのアイデアが印象に残ったという意見もありました。次に、役割と責務についてです。まちづくりの主体には、市民、行政、議会、議員、市長が挙げられますが、市民と行政の役割分担はもう少し議論の余地があるという意見がありました。前回会議では、行政職員は一義的に行政と考えるという意見が出ましたが、組織としての行政の他、職員についても役割と責務を定めておく必要があるという意見がワーキンググループ会議から出ました。市民の役割の中では、経費の応分負担の話が出ました。市民の定義に関しては、野々市に住民票がある住民と、住民票がない学生や野々市に通勤する人など、住民をどうとらえるか

が課題です。地方自治法に明記された住民の定義を超えて、条例でまちづくりの主体を定めることは可能なので、住民票の有無に関わらず広い方向でまちづくりの主体を定めたいですね。市民と住民の関係について勉強したい、他の自治体の条例を再確認したいという意見も出ました。次に、話し合いの場と決め方については、意見が割れたときの決め方のルールを考えると、市民の定義について議論が必要です。住民票を持たない人の意見が、住民票を持つ人の意見を上回る場合はどうするかは、決め方のルールとして想定する必要があります。話し合いの場と決め方、役割と責務の話は密接に関係しているので、皆が参加できるサロンのような場が欲しいという意見がありました。他に、議会や議員の役割について情報が少ないので学ぶ機会が欲しいという意見が出ましたが、学ぶ方法はありますか。5月7日の会議でこの会議に議員を入れたいという意見が出たので、事務局から議会事務局に打診したところ、最終的に条例を審議するのは議会ですが、議員が会議に入ることが条例作りの誘導になってしまうという理由で、この会議には議員が入っていません。実は、議会からは昨年11月にこのような文言を入れて欲しいという手紙が来ていたことが、事務局が議会事務局にかけあった結果発覚しました。手紙の内容は七尾の条例と内容があまり変わらなかったのですが、議会基本条例は今のところ作る予定はないという情報を入手しました。議会について学ぶ機会が欲しいという依頼はしていません。

藤田：補足しますと、第1回会議の前に、議員に会議へ参加してくれるよう依頼をしたところ、条例づくりに議員が入るのは、議員全員が揃って参加できれば良いが、全員が揃わない以上は議会に条例を通す際に整合性がなくなるのでやめることになった経緯があります。

森山：今日の会議に議員を呼ぶように調整しましたが、叶いませんでした。今後の議論で議会や議員について学ぶ機会は必要なので、事務局で検討します。

神谷：議会事務局が何かわからない人もいるかもしれないのですが、議会のサポート役ということですね。議会事務局について説明していただきたいです。

栗山：補足説明をさせていただくと、議会に会議への参加依頼をして断られたということでしたが、この委員会に限らず、市の色々な委員会には基本的に議員は参加しないということになっています。議会事務局については、行政の職員が議会の事務として各委員会や、本会議の全ての事務、行政との連絡調整を行っています。今回は連絡調整がうまくいっていませんでしたので、お詫びしたいと思います。

森山：今日の会議の議事録と一緒に、議会事務局からの手紙を配布してはどうでしょうか。議会から委員会として受け止めるということです。まちづくりへの参画についてももう一度議論が必要だという意見、その他、「つぶやきを形にするまちづくり講座」は委員からも何人かに参加していただきました。以上が振り返りシートで挙げられた意見です。前回会議で神谷先生からもありましたが、役割や責務、情報共有は野々市の現状を見て、これから

どうしたいかを文章にしましょう。野々市らしさについてと、市民と行政それぞれがどの範囲まで行動するかという議論は大事ですね。議会についての参考図書は興味のある方は読んでみて下さい。議会に関しては、私が関わっていることについてお話はできますが、議会の専門家ではないので、議員を呼べたらと思っています。その他の議題には、市民の定義の話と、国や県と他市町との連携を入れるかどうかというものがあります。

### 3. 条例構成案について、全体討議

森山：前回会議後に、ワーキンググループでの会議が行われ、今までの会議での皆さんの議論を基に、ワーキンググループで議論して出した案を、委員の皆さんに説明して下さい。

栗山：配布資料の条例の構造の図がワーキンググループからの案で、前回会議までの意見をもとに考えました。前文に野々市らしさを入れることはワーキンググループ会議でも挙げられていました。協働指針の考え方は、前文または条例の位置づけの部分、いずれにしても前段の部分で入れるといいのではないかという意見です。基本的に、法律は第1章が総則で、その中に目的と言葉の定義、条例の位置づけの3つが必要です。前回会議で役割と責務については市民、行政、議会、議員、市長という主体で考えていただきました。ワーキンググループでは、議会と議員とを分類したので、行政全体だけでなく、職員を一つの主体として考え、職員の役割と責務を入れてはどうかという意見が出ました。そして、予算の執行の項目も入れています。第3章のまちづくりへの参加については、第6回会議で絹川さんからの議題としていただき議論しましたが、ワーキンググループ会議でも特に人材育成、地域のコミュニティとして町内会、生産組合、地縁組織の話が出ました。第4章は情報共有で、前回会議で皆さんから出た自発的に情報を積極的に得たり、発信したりすることが重要だという意見をもとにまとめています。第5章は話し合いの場と決め方で、前回会議では話し合いの機会と評価の話が出ていました。住民投票についての条文を入れるかどうかはワーキンググループの中でも結論が出ていないので、この会議でも議論していただければと思います。第6章では、条例の見直しを定期的に行うことがあります。委任事項は、必要なことは別に定めるという意味で、法律ではよく見られます。他には、総合計画を入れるかどうかという話が出ました。今までは、地方自治法に基づき各自治体で総合計画を作らなければならなかったのですが、地方自治法で総合計画についての条文が削除され、総合計画を作る義務がなくなりました。従って、総合計画を作らなくて良いのではないかという意見が出て、総合計画は必要派と不要派に分かれて議論しましたが、結論は出ていません。それについても委員の皆様からご意見をいただきたいです。条例の章が多すぎると読みにくく、七尾市のように章が少ない方が読みやすいという意見も出ました。ワーキンググループの案では細かいことはまだ決まっておらず、皆さんに意見をいただき

たいです。ワーキンググループのメンバーで補足があれば説明をお願いします。

宮岸：企画課の宮岸です。今までは、総合計画に基づいてまちづくりを行っていたのですが、総合計画を作るという法律がなくなったので、総合計画が必要かどうか議論を行いました。まちづくりの基本的な考え方が総合計画によるのであれば、まちづくり基本条例を作っているのに総合計画についての条文を載せるべきだという考えが出ました。しかし、結論が決まっていないので、市民である委員の皆さんの意見を聞きたいです。総合計画についての条文を載せる場合、市は総合的な計画に基づく条例、まちづくりの最高規範としていいかどうかということです。この条文の位置についても、主体の行政の部分に入れるのか、場所があいまいです。また、住民投票についての条文を載せた最終的な条例案が、議会の議決を得られずに手戻りになることを考えると、先に議会との調整が必要です。議会についての勉強会を行う際に、直接議員に相談するのも良いと思いました。私個人の意見としては、企画課で総合計画の進行管理を行っているのに総合計画がないと困ります。

森山：ありがとうございました。今の話は理解できたでしょうか。質問のある方はどうぞ。

林：3点質問があります。まず1つ目は、総合計画について条文に入れるかどうかは、第10回会議の際に小島部長から「総合計画策定義務が地方自治法から削除されたのでぜひ条例で定めてほしい」という発言がありました。私は、協働指針について記述しても良いと思われ、総合計画が義務でなくなったならば条例に入れても入れなくても、どちらでも良いと思います。2つ目は、行政と職員をどう分けるかです。地方公務員法では行政職員と市長は特別権力関係と書かれているので、まちづくり基本条例で職員について改めて書く必要があるか教えてほしいです。3つ目は、住民投票は載せるべきではないと思います。地方自治法で住民投票について書かれているので、あえてまちづくり基本条例で書く必要はないし、何かあったときに考えれば良いのではないかと思います。

森山：ちなみに、協働指針には総合計画についての記述は入っているのでしょうか。

宮岸：協働指針には総合計画についての記述は入っていません。協働指針は市民と行政が一緒に市民協働のまちづくりを進めることなので、総合計画自体に基づいたまちをつくりましょうということは書いていないと思います。

林：小島部長の総合計画についても念頭において欲しいという発言もあったので、前文で総合計画について入れたら良いと思いました。

森山：部長が総合計画の位置づけを検討してほしいと発言したのは私も覚えています。その発言の意図がどこにあるかを知る必要がありますね。野々市では、総合計画に基づいてまちづくりを行うことを基本とするということならいいと思います。地方自治法の総合計画を作るという条文はなぜなくなったのでしょうか。

宮岸：地方のことは地方で行う地方分権が進む中で、国が、まちづくりの計画を各自治体に強

制するのではなく、計画を作るかどうかを各自治体に任せることにしたのだと思います。

森山：それぞれのまちのまちづくりの進め方を国が指定していたということですよね。国から各自治体に対して、まちづくりの計画である総合計画を作り、その計画に基づいて行政が動き、そこで協働が定められていたら協働が行われるという総合計画ありきで市のまちづくりを進められるというやり方自体を国が決めていました。野々市は総合計画がなくても身近な問題は解決され、必要があれば行政が働くことが可能になれば、必ずしも総合計画に基づいたまちづくりが正しいというわけではありません。また、野々市では総合計画に基づいてこの条例を作っています。

小竹：総合計画をやめてしまうと、何を基にまちづくりを考えていけば良いのでしょうか。

森山：まず、総合計画を作るかどうかという話があります。そして、総合計画を作る場合は作ることにしたことをまちづくり基本条例に入れるかどうかという2段階の話があります。

中村：総合計画を作るかどうかは誰が決めるのですか。

森山：条例に位置づけるならば、この委員会で決めることができます。

林：総合計画があるから指針を作り、後から条例を作ったというのも大きな話ですよ。

森山：それで今、条例を作るという総合計画を実行しているわけです。

吉岡：作る順番は別にして、総合計画を考慮しながら条例づくりを進めていかないと、何に基づくか根本的なものが見えない気がします。

林：総合計画を作らなくても良いとなってから、野々市では総合計画を作り始めたのですか。

宮岸：野々市で総合計画を作りはじめたときには、地方自治法には各自治体で総合計画を作るという条項はありましたが、総合計画を作っている途中で条項がなくなりました。

林：市民には総合計画を作らなくてよくなったという情報を伝えなかったということですか。

森山：当時、市民に情報を公開することが義務という条例がなく、現在も無いので情報が伝わらなかったのだと思います。総合計画を作りましょうという法律に基づき総合計画を作り、それに基づいてまちづくりを行っているのがほとんどの自治体の現状です。総合計画が必要かどうかという議論さえしていない自治体がほとんどだと思います。野々市では現在、まちづくりをどう進めるかを議論しているので、総合計画をどうするか、総合計画が必要かどうかを話すタイミングが今だということです。総合計画の中に、協働指針や条例を作ることが書かれていなかったらこの委員会はないし、次の総合計画が慣習として何の疑いもなく作られていたと思います。

林：総合計画が必要ではなかったというのを初めて知りました。

森山：第1回会議で小島部長が言われていた、総合計画について念頭に置いてほしいという発言は、まさにこの会議でどうまちづくりを進めるかを考えているので、総合計画をどうするかというのを一緒に考えましょうということですね。

藤田：委員の皆さんには総合計画が配布されており、会議の携行品として指定されています。

野々市が市になると同時に総合計画が出され、条例を作ることと協働が盛り込まれていて、現在動く流れに入っています。だから総合計画をはずして条例は考えられないと思います。

林：以前に参考図書として挙げられていた「市民自治」を読んだのですが、協働でごまかすなどという表題で我孫子市長が協働に対して鋭い言葉を綴っていたのが印象的でした。

藤田：世の中に対して、色々なことを考えている人というのは、言葉が鋭くなりやすいです。その中で野々市らしさをどう作るかを考えるためにも総合計画は必要だと思います。行政職員が日雇い労働者のように目先のことだけを行うことがないようにするためにも、行政職員に対して計画性を持たせることが必要です。

森山：総合計画を作るかどうかと、総合計画を条例でどう位置づけるかが1つ目の論点です。次が、住民投票をどうするかです。住民投票は、予想外の事態が起こると考えられないならば、地方自治法に定められている範囲で対応できるので、まちづくり基本条例に載せなくても良いか、あるいはいざという時のために載せるべきかを決める必要があります。住民投票で決めたことと、決めたことに対して本当に実行するどうかはワーキンググループ会議でも出た話題です。

森山：役割と責務の部分で、ワーキンググループ会議では行政と職員を別に明記した方がいいという意見が出ました。一方で、市長が決まったらそれに合わせて動くのが職員なので、行政と職員を別に明記する必要はないという意見が出ました。

小松：議員は市民から選ばれることが決まっており、議員の集合として議会があります。職員は市長の指示で動きますが、職員は行政の役割の中に含まれます。条例にあえて入れる必要性に対して、ワーキンググループから意見を聞きたいです。

森山：行政職員自らが自分たちの責任を明記することで自らを縛るということがありますね。

宮岸：私たち職員は市長の手足となって仕事をします。条例に盛り込むならば、職員はまちづくりの行事に積極的に参加するなどの市民的な役割として明記されるのではないかと私は思います。この話は、議会と議員が対で出てきたので、行政があるならば職員もあるのではないかと出てきたのではありませんでしたか。

小松：議員は選挙で選ばれるので、議員と議会で分ける必要があります。しかし、行政と職員は、行政の中で仕事をする事としての職員なので、分ける必要があるか疑問です。

藤田：職員は野々市市民であるべきだと書いた方がいいですか。

森山：もう慣れたからか意見がたくさん出ていますね。皆で話をした方が論点を共有できるので、このまま全体討議を進めます。思う事があれば恥ずかしがらずに発言して下さい。

小松：行政職員は、野々市市役所という企業に勤める人なので、野々市市にある民間の会社に務める人が市民だということと同じです。市の運動会に参加したり、草むしりを手伝うこ

ともあるかもしれませんが、職員として明記する必要はないのではないのでしょうか。

林：市民の定義付けをすることが必要です。職員だけで見ると行政と変わらないと思います。

宮岸：職員は市長の手足として動くので、住民票も市長が発行していることになっています。

谷内：ワーキンググループは市民協働のために仕事帰りや余暇の時間を使っています。その活動によって市民が市民協働を理解することにつながるので、行政と職員とを分けて書くならば、行政職員は市民の模範であるべきという書き方になるのではないかと思います。

森山：参考事例として、寝屋川市の条例では、行政の役割と責任、職員の役割と責任とに分けて書いてあります。行政には、「行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に務め、効果的に施策を遂行するものとする」、「行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする」、「職員の資質向上及び人材の育成に取り組むものとする」の3つが役割と責務です。一方で職員の役割と責務は、「職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう務めるものとする」、「職員は、公平かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする」、「職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする」という記述があります。市の職員になったら、自己研鑽しないといけないということですね。

宮岸：住民投票を改めて明記するかどうかと同じように、改めて職員の基本的な考え方を定める場合は寝屋川市のような感じなのではないかと思います。

林：全体の奉仕者というのは公務員に課せられた義務ですよ。最小の費用で最大の効果をあげるように言われますが、あえてまちづくり基本条例に盛り込む必要はないと思います。

森山：七尾市の条例で住民投票のことが載った理由は、国の法律にあることを条例であえて明記することで、住民投票という手段があることを市民に知ってもらおうということでした。

林：想定外の事態が起こったら、その時に考えれば良いと思います。住民投票は一般的に知られていることなので、明記しなくていいと思います。

池上：私は前回のワーキンググループの会議に参加できなかったのですが、話を聞いていると、行政職員は、市長の指示を忠実に遂行する職員ばかりだと見られていると思いました。業務の必要性を理解して業務を行うことと、指示されてただ業務を行うのでは効率が違うと思います。ですから、職員が市民協働をしっかり学ぶように書くことで、職員が効率的に動けると思いました。職員が全体の奉仕者だということは分かりますが、なぜ業務をするかが改めて明記されているといいと思いました。

森山：他の方のご意見も聞いてみましょう。

絹川：議員は住民の選挙で選ばれた代表者で、議会で話し合いますが、最終的に決断するのは市長です。そこに市民が関わるためには住民投票しかないと思いました。議員から反発がくるかもしれないので、議会と議員について条例の中に入れて、きちんと議会と議員のこ

とを見ていることを示す必要があると思います。

森山：いつも良い論点を出していただきありがとうございます。現状では、議会で議決をして決める方法が野々市市民の持っている決め方です。議決される案件はどのように出てくるのか、行政で議案を出すときの手順を説明していただきたいです。

宮岸：私たち行政職員が案を作って議会に提案して議決します。例えば、市は市民協働の視点を持って市民の意見を積極的に取り入れると明記すると、職員の出す案には市民の思いが入っていることとなります。そういう流れを作るのが条例なのではないでしょうか。

森山：そうですね。行政で議案を出すときは、まず職員から発議しているのですか。

藤田：行政職員と住民が発議しています。計画の前に行政職員がテーマ付けを行うことと、市民が参画することと、両方だと思います。

森山：現在は第1次総合計画を実行中です。総合計画に載っている施策を実行するために、議決が必要な案件というのは予算でしょうか。

藤田：基本的には、行政各課で、総合計画に対応した業務を、予算に沿って行いますよね。

森山：それでは、予算の優先順位はどうやって決めるのでしょうか。

藤田：住民が発議するか、周辺団体の要望があって発議するかでしょうか。

林：職員は市長の手足なので、予算の順位は職員が考えるべきではないと思います。市長ないしは議会が予算のために色々な議論をします。あくまでも市長の部局として、あるいは議員の提案の2つのみだと思います。

森山：市長の部局が行政です。行政から計画を進める必要がある順番で提案をし、かかるお金を提示します。予算づけまでに、市民に意見を聞いて、市長が判断しやすい案にすることは、本来はやるべきですが、現在はやらなくてもいい状態になっています。

小松：行政職員が市長の手足だというのは間違っていると思います。私は、職員は市長への協力者だと思います。基本的には、市長がビジョンを掲げて、職員は計算を重ね予算を採ったり拡充します。その中で、職員は市民の声を拾い上げたり、市長の耳や目になって市長に協力したり、市長が間違った方向にいけば意見を言ったりとサポートすることが職員の役割で、その役割を果たしてこそうまくいくと思います。市長は市民が選ぶものですが、行政では、行政の一部として職員が包括されているという考え方です。ですから先ほども言ったように、市職員について明記する必要がないということです。

藤田：市長とその直属の職員は執行部と呼ばれ、執行を司るグループです。執行に必要な事を整えて、その判断を議会が行います。

小松：職員は、行政と議会との橋渡し役ということですね。

森山：実際は行政の実務部隊が案づくりを行い、市長へのヒアリングを経て執行部からの議案として議会に出すのですよね。議案を承認するのが議会です。先ほどの絹川さんの意見に

戻ると、ここまでの間にどれだけ市民が関わられるかという話です。

神谷：決議する議会の議員は市民の代表だと考えると、市民というのは難しいところですよ。

森山：市民がどう関わるかと議員がどう関わるかが非常に難しいです。市民が関わる時に、例えば都市計画や環境など各専門分野の人が審議会を開きますが、それに参加することが市民の意見を聞くことにするかどうかです。

林：現実には市民の意見を受け流しているかもしれませんが、私はそれもありだと思います。

山岸：話を蒸し返すようですが、議員と議会、市長には責務がありますよね。行政に責務があるので、職員の責務は入れる必要があると思います。議会で決めたことを実際に行うのは行政です。市長や議員には責務があるので制約されますが、悪い人もいます。予算の優先順位を決めるのは市長ですが、職員が頑張ることが出て来ると思うので、職員の責務は入れておくべきだと思います。既に国の法律で決まっていることを条例に入れなくてもいいなら、全て入れなくても良いと思います。

森山：別の意見が出ましたね。

林：任命権者が市長になれば良いのではないのでしょうか。

森山：市長は代わりますよね。

藤田：任命権者が必要でも、自身の判断で動くので、指示のままに働く保障はないです。

山岸：新聞沙汰になってしまうので、万が一のために入れておいた方がいいと思います。

森山：国の法律で定められているので職員の役割と責務について条例で書く必要はないという意見、もう一つは様々な主体の役割と責務を書くのに職員だけ書かないと、職員全員が善人だという説に寄り過ぎて良くないのではないかという2つの意見が出ました。

山岸：ワーキンググループでも職員について書きたいという思いがあると思うのですが。

森山：ワーキンググループはまちづくりについて業務時間外に議論する有志が集まっています。職員の中にはそうではない人もいると思うのです。その人達も含めて制約して職員全体が仕事をしやすくするという意味があったと思います。

藤田：それならば、職員の役割と責務について明記したらいいと思います。林さんや、小松さんの意見を理解した上では、山岸さんの意見は必要性があるかもしれませんね。

森山：これはワーキンググループの方から意見を聞きたいのですが、どうでしょうか。

宮岸：ワーキンググループ会議では、役割と責務について考える中で職員も入れないのかと出てきて、それについて考えていたのです。

林：振り返り資料にも書いた通り、まちづくりの主体に職員という項目がありましたよね。

森山：職員について明記することで職員が仕事をしやすくなる意図についてどう思われますか。

林：日本国憲法のように、何万人の一人の話を規定するならば、たくさんの項目を作らなければならぬことになりません。七尾市の条例のように項目を少なくするには整理しないと

いけないと思います。

森山：今まさに一つの議題に対していくつかの意見が出ていますが、この現象は現実のまちづくりにおいても起こります。この会議で作る条例は一つなので、自分の思いが入る場合とそうでない場合があり、話し合っても自分の意見が必ずしも入るという訳ではありません。話し合いの場と決め方を決めるというのは、最終的に多数決で決めるか、全員が納得するまで話し合いをするか、じゃんけんやあみだくじも決め方のルールの一つです。

#### 4. 条例をつくることで何を期待するか

森山：考える道筋の提案をさせていただくと、そもそも、なぜこの条例を作るのでしょうか。

この条例が出来ることで、何がどう変わることを期待しているのでしょうか。

藤田：行政や議会に対ししっかり働き、悪い事をしないようにすすめるということでしょうか。

森山：この条例ができることで私たちは何を期待しているのかを各自考えてみましょう。例えば困った時の道筋などが実現できる条例にする必要があります。

〈各自自分の意見を書き、自分の意見をホワイトボードに貼る〉

森山：皆さんの意見が集まり、条例ができることで起きてほしい変化がこれだけあることがわかりました。まちのこゝをやる際の市民の意見反映のさせ方についての意見が多いです。市民の意見を反映させるために行政職員が力をつけたり、業務が忙しくなります。市民は話し合いの力がついたり、課題解決に向けての道筋が見えるなど、条例が作られることでまちづくりがしやすいまちというあるべき姿にしていきたいのです。本当はもっと市民の意見を取り入れるべき部分がなくなっていたり、情報が共有されるべき情報が共有されていなかったりということがあればルール化しましょうという話です。そのときに、職員がしっかり業務を遂行していないのであれば職員についての記述は入れておけばいいと思います。起こしたい変化に対してルールをつくるということだと思のですが、どうでしょうか。七尾市のまちづくり基本条例ができて1年が経ちましたが何が変わったかという話になっています。条例を作っても何も変わらないのであれば条例を作る必要はないです。こうしましょうということを決めて初めてルールになるのです。

中村：効果があってこそルールだということでしょうか。

森山：実行があってこそ計画という言い方もありますよね。例えば計画書はたくさんあるが実行されていないということはよくあります。条例に見直しやチェックすると入れることで、条例自体の実効性を高めていく必要はあると思います。条例で職員の役割を定めるかどうかは、職員にどう変化を起こしたいかではないかと思うのですが、どうでしょうか。

亥野：私は条例に載せるとしたら、何かをしようとしたときや困った時に、解決の方法や道筋が難しくなくわかりやすい条例にしたいと思います。

山崎：私はなるべくシンプルな条例が良いです。余計なことが書いてあると読むだけで混乱するので、必要最低限で洗練された条例だと、何回も読み返すことができると良いと思います。

新美：私は行政職員を明記するかどうかについて、行政は組織で、職員が行政に含まれるので明記しなくても良いという意見も分かるし、まちをつくる一つのドラマとして考えると職員も登場人物ではあるし、職員の方が困っているならば明記すれば良いとも思います。私は、条例をわかりやすくシンプルにしたいと思いますが、すごく難しいところです。現時点では、どちらの意見が良いかは分かりません。

村井：まちづくりに参加する人はいつも同じ人が多いので、条例によって市民が積極的にまちづくりに参加するよう盛り上げながら、どのようなまちづくり活動をしているか行政が見えやすくすると良い状態になると私は思いますが、まだ不明確な部分があります。

新美：私は条例によって野々市らしさが明確になると書いたのですが、大枠の法律があって、中身を詳しく説明するために細かい法律があります。役割と責務の部分は文章が堅いイメージですが、大枠のものをより詳しくという形で、職員に関しての条文で野々市らしさを付け加えることはできないかと思いました。

森山：野々市らしさを入れても良いと思います。例えば、野々市市の職員たるもの野々市の魅力を語らなければならないなどといった条文でしょうか。

新美：他の自治体職員とは違う、差別化が図ることができる内容ならば面白いと思いました。

森山：それは地方自治法にはありませんが、職員には野々市に愛着を持ってほしいですね。

吉岡：職員の役割は、条文で明記するよりも、解説で入れるといいのではないのでしょうか。条文が多いと市民が読みこなすのは難しいので、解説と併用する形で条例を作って、市民に読んでもらい、さらに色々な意見を吸収して見直しができれば良いと思いました。

森山：逐条解説を作る予定はあるのでしょうか。

栗山：逐条解説を作る予定はあります。

森山：条文は法律の文章なので難しいのですが、条文を市民に分かりやすい言葉で解説する逐条解説という文書があります。市民に条例を読んでもらう際は逐条解説の方が理解を深められると思います。この会議で出た意見をワーキンググループに条文にすることは、いわゆる逐条解説から条文を作っているようなものです。ですから、新美さんの意見を聞いて、金沢市の職員ではなく、野々市市の職員ならばどうあって欲しいかという思いは行政とは別に条例に入れても良いのではないかと思いました。

林：逐条解説があるとしたら、その中に職員の項目を入れてもいいかもしれませんね。

森山：条項の数を少なくしたいならば、職員の項目を行政の項目の中に入れてしまえばいいのですが、入れない方法もあります。

大森：協働指針の22ページの①人づくりに、「市職員向けの協働の理解を深める講座の実施」、

23ページの③絆づくりに「市職員が地域活動に参加する制度の構築」という具体的な取り組みの表現があります。指針づくりの中では、市職員は行政ではなく市民として議論をすすめていました。この会議に参加しているワーキンググループの方は、業務外に積極的に野々市市について考えることの保証を盛り込みたいと思いました。

森山：今のご意見を聞いてワーキンググループの意見はどうでしょうか。市職員の業務外の部分が良いことだと位置づけるということでしょうか。補足説明していただけますか。

大森：行政なのか市民なのか使い分けは難しいですが、市職員も市民の一人だということです。

森山：市の職員が野々市市で働いているので市民の一員であるという議論は大事です。職員が行政を動かす一部という自覚については、あえて明記しなくても良いと思います。ただ、それで起こしたい変化が起こるのでしょうか。市の役割と責務を定めておかないと、職員が今よりもっと忙しくなるのではないかと思います。

中谷：以前の会議で、「まちづくりあるある」を挙げた中で、何かをするときあなたにやっけてよとなるという意見が出ました。行政は組織としては役割を果たしていますが、そっちでやっけてよという内部での課題は何も解決していません。市長のサポートの他、行政職員として仕事を押し付け合うのではなく、自発的に行う意識の部分も大事だと思いました。

森山：それは、行政の職員同士での話ですか。

中谷：行政職員同士でも自分の担当ではないと役割の押し付け合いがあり得るということです。

森山：市職員が自分の責任で仕事がしやすくなる、市民と行政がお互いの立場から物事を考えられるようになるということですね。

小松：寝屋川市の条例では、行政の職員は行政の一部であるという条文で、良く出来ていると思いました。条文に定めることで、議員一人だけの意見を聞くように言われた場合でも、職員は全体の奉仕者として職員を守る事ができます。また、市長がある団体のひいきをして部下だからと指示しても、全体の奉仕者だと言えるという意味もあります。私は、前文の中ではなく、行政の中の一部として職員の役割と責務を明記するのはいいと思います。

森山：条文をどう構成するかは今後の話ですが、行政の構成員として職員の責務を明記することで良い変化が起きるのではないかとということです。この意見は皆さんが納得したようですがどうでしょう。逆に条例で定めると困ることは何でしょう。

林：条例で定めなければ職員は動かないと市民に思われませんか。

池田：私も初めは、職員は公務員として国の法律で書かれているのであえてこの条例で定める必要はないと思ったのですが、意見を聞いて、条例で定めることで職員の身を守り、良い方向に向かうと思ってきました。逆に条例で定めることで出て来る短所が気になります。

森山：条例で定めることでマイナス面があるとすれば、条文や文字数が増えることで、シンプルな条例ではなくなるということでしょうか。

池田：鯖江市の条例を見ると、ふるさとのことなどがやわらかい表現で書かれています。このような条例になると、行政に関する項目の書き方が重要で、条例に入れる項目によっても書き方が異なってくると思いました。

森山：皆さんのご意見だと、職員を守るという意味でも、職員の役割と責務の項目があれば良いと思うので、まずワーキンググループには行政と職員を分けた条例案を作ってもらい、その条例案を見て議論するのはいかがでしょうか。作ってもらった条文を見て、職員についての項目を入れる必要がないと判断する場合は入れないことにしましょう。

林：職員の項目や住民投票など、国で定められている項目が条例でも定められる流れが多くなりそうであれば、再考する必要があります。

森山：条例に入れてデメリットがあれば考えていけば良いと思います。

中村：逆に、メリットがあるならば積極的に条例に入れていけばいいと思います。ワーキンググループにはメリットのあることを考えて欲しいです。

森山：ワーキンググループで考えていただいた条例の構成案は、既にシンプルな作りです。野々市のまちをどうするか、まちづくりの流れを全部で6章の枠組みにまとめていますが、この構成案で作り込みして良いかどうかを決めたいのです。異議はありますか。

林：他自治体との連携について議論する必要があります。

森山：全体の構成はこの6章をベースに行政と職員については分ける形でワーキンググループに作っていただきましょう。総合計画に関しては話し合いができませんでしたが、総合計画は職員に関連する部分が多いのでワーキンググループでもう一度話し合い、そこで出た結論に応じて案を作ってください。住民投票については、入れなくていいのではという意見のみが出ましたが、条例に入れた方がいいと思う意見や他に議論したいことがあれば、振り返りシートに理由を添えて記入して下さい。議会についての話は次回以降に持ち越しますが、一般的にはという形でワーキンググループには案を作っても良いと思います。

中村：総合計画を策定するという条文が地方自治法からなくなったということでしたが、野々市の総合計画については、2021年までは総合計画はあるということですか。

森山：そうです。あったものがなくなることはありません。先々週に前回会議を行い議論の深めができず、先週のワーキンググループ会議で総合計画についても結論を出さないまま、今回会議を迎えました。次回会議は6月2日の予定ですが、一度お休みをいただき、少しワーキンググループに議論と案づくりの時間が欲しいというお願いです。6月16日に検討素材を皆さんのお手元にお届けできるようなスケジュールでいかがでしょうか。異議がないようなので、次回は6月16日でよろしくお願ひします。

## 5. 閉会

神谷：今回は中身のポイントを絞った議論で、気になったのは総合計画と条例についてです。

総合計画は基本的に行政が行うことを主として作られています。総合計画に基づいて市民が行動するわけではないので、条例との整合性が気になりました。また、指針は市民協働のまちづくりの推進として、全体の市民の合意を基に作ったかもしれませんが、条例との整合性と関係性がどうなるか、ののいちキャンパスの図式が活かされないのではという危惧を持ちました。そして、施策の予算付けの際に、議員が団体のひいきや陳情で意見を持ってくる場合、現状として現場でその意見がどれだけ反映されているか、議員の意見に対して市民の幅広い意見として職員が跳ね返しているのかと思いました。また、議員立法がありますが、議員は条例でも予算でも関わってはいけないのかどうか気になりました。

森山：これは起こりうる話としてイメージする必要がありますね。協働指針と条例の整合性で、まちづくり基本条例の中で協働という言葉はどう扱うかを議論していません。協働を定義する際に、指針との整合性はとる必要がありますが、野々市のまちづくりを協働のもとに行うことを位置づけるかどうかです。ワーキンググループで案を作るときに、協働をどう位置づけるか、定義するかは第5章の決め方の項目で出て来ると思っていますので、盛り込んでいただければと思います。抜けていた視点をいただきありがとうございました。最後に委員長から挨拶をお願いします。

藤田：本日も遅くまで皆さんにお力をいただきありがとうございました。会議のお休みの話が出ましたが、6月2日に委員で飲み会をしたいという話が出ています。栗山さんに手配してもらいますので企画力に期待したいと思います。ワーキンググループの方々にはご苦労をかけますが、もう一度案を練っていただき、出来上がった骨子をもって枝付けと言葉付けをやることになると思います。神谷先生から、市民は総合計画に従って動かないという言葉がありましたが、総合計画では市民は動きにくいいため協働やまちづくりがあると思います。行政職員は必死で働いていますが、会合に出る人はいつも同じ顔ぶれということに陥りやすいので、人を連れて来るという話を広めないで野々市は動かないと思います。連合町内会の中でも9年ほど自主防災の議論をしていますが、ようやく話し合いが進み、支え合いマップを作ることも動き始めました。それだけ野々市が安定した穏やかで住みやすい地域なのかもしれませんが、人口は増えます。増えた人のサポートの重要性は皆さんが痛感していると思いますが、しっかりサポートをしないと新聞沙汰になるようなことが起こりうるかもしれません。ビジネスをされている方は人口が増えている野々市で商売すると儲かると思われる方もいるかもしれないし、実際に動いている人もいるかもしれません。住みやすいまちを作ることが大事だということをもう一度認識していただければありがたいです。今から本格的な夏に入りますが、ねじを回していただくためにも飲み会を設けて和気あいあいと進めていきたいと思っています。どうもありがとうございました。